

ケアマネの部屋

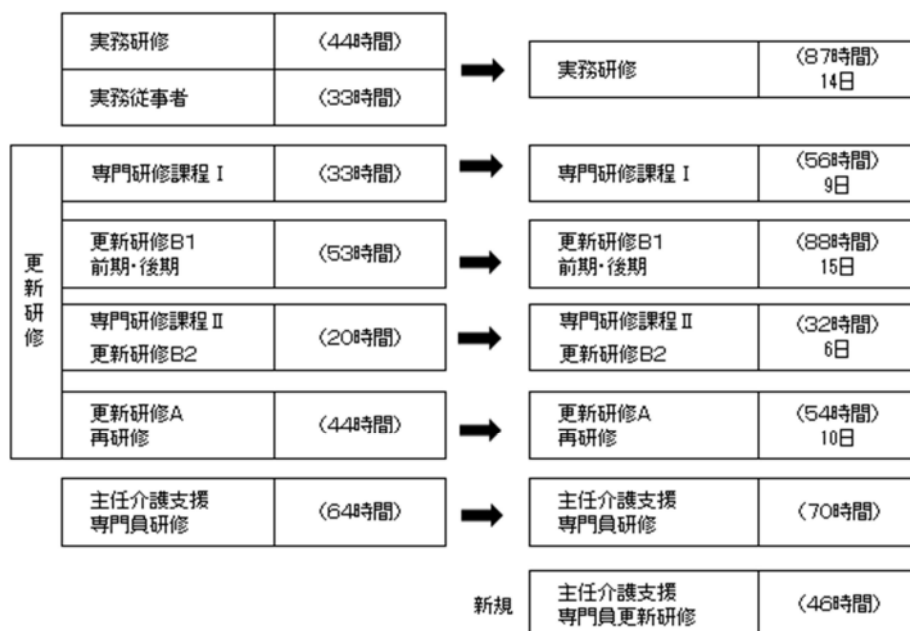
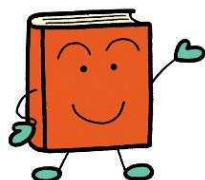
発行日：平成 28 年 3 月 31 日 (No. 18)
 発行元：浜松市介護支援専門員連絡協議会
 ブログ：はままつケアマネの部屋
<http://keamanenoheya.hamazo.tv/>

平成 28 年度介護支援専門員法定研修について

ケアプランセンターすみれ 榊原 和美

- ☆ 地域包括ケアシステムの中で、医療職を始めとする多職種と連携・協働しながら、利用者の尊厳を旨とした自立支援に資するケアマネジメントを実践できる専門職を養成するため、介護支援専門員に係る研修制度を見直す。
- ☆ 介護支援専門員の入り口の研修である実務研修を充実するため、任意の研修となっている実務従事者基礎研修を実務研修に統合する。
- ☆ 主任介護支援専門員に更新制を導入し、更新研修を創設する。
- ☆ 専門職として修得すべき知識、技術を確認するため、各研修終了時に修了評価を実施する。

平成 28 年度から
研修が変わるよ！



各研修の対象者・研修の時期

研修名	対象者	研修の時期等
実務研修	実務研修受講試験合格者	
専門研修課程 I	実務従事者	実務就業6ヵ月以上
専門研修課程 II	実務従事者	実務就業3年以上
再研修	介護支援専門員証の有効期間が切れた者	
更新研修 A	実務未経験者	介護支援専門員証の有効期間満了の1年以内
更新研修 B1	実務経験者	介護支援専門員証の有効期間満了の1年以内
更新研修 B2	実務経験者	介護支援専門員証の有効期間満了の1年以内
主任介護支援専門員研修	実務経験者	専任での従事期間5年以上

※各研修の開催等の詳細については「静岡県介護保険課」及び「静岡県介護支援専門員協会」のホームページで確認できます。

高齢者福祉サービスと障害福祉サービスとの連携について

－ケースの必要に応じた障害福祉サービスへの繋ぎ方－

社会福祉法人 復泉会 相談支援事業所くるみ 所長 増井 潤

介護支援専門員の皆さんが日々、ケアマネジメント業務を行う中で、アセスメント訪問等で相談者の自宅へ訪問すると、こんなケースに遭遇することがあると思います。

<例：高齢の母と息子の二人暮らしのケース>

介護保険対象の相談として自宅に訪問すると、「80歳の高齢の母親」と、「知的障害を持つ50歳の子供（成人男性）」が共依存の状態でご暮らししており、介護支援専門員の立場として、主たる対象となる「高齢の親」に対するケアマネジメントをしなければいけない一方で、「障害も持つ子供」に対する対応も、同時に行わないと支援が進まない。

⇒ このような場合は、まずは障害福祉サービスにおける「委託相談支援事業所」へ連絡を取り、その状況を伝えて、「障害を持つ50歳の子供（成人男性）」へのアセスメントと一緒に同行訪問に入ってもらえることが重要です。

<浜松市における「委託相談支援事業所」 一覧 URL >

http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/syoghuku/welfare/obstacle/kyougikai/itiran_17.html

※ HP内、浜松市障害者相談支援事業（浜松市委託）＝『委託相談支援事業所』を指します。

※ 『委託相談支援事業所』は市内に15ヶ所あります。

（中区：1ヶ所、東区：2ヶ所、西区：2ヶ所、南区：1ヶ所、北区：2ヶ所、浜北区：4ヶ所、天竜区：1ヶ所）

※ アセスメント実施後、「障害を持つ50歳の子供（成人男性）」に対する、障害福祉サービスのマネジメント業務が必要となる場合は、『計画相談支援事業所』にてケアプランの作成を行い、福祉サービス受給に

<浜松市における「計画相談支援事業所」 一覧 URL >

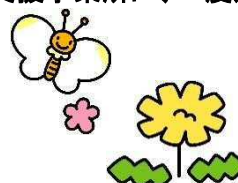
http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/syoghuku/welfare/obstacle/kyougikai/itiran_18.html

※ HP内の「計画相談支援事業所」については、「委託相談支援事業所」が併設して事業を行っているところと、「計画相談支援事業所」が単独で事業を行っているところがあります。

繋げて行きます。

高齢者福祉、障害者福祉に限らず、「相談支援」に従事する専門員としてのポイントとして、重要な点は、専門員として自ら「知識」と「情報」は、たくさん持っている方がより良いですが、ひとそれぞれの「知識」や「情報」の保有量には限界があることから、他人の持っている「知識」や「情報」を引き出せる方法を、どれだけ持つか、ということです。具体的には、専門分野の「知識」「情報」を気軽に聞ける双方向の人脈作りをいかに作るか、が大切です。

介護支援専門員のみなさんの所在する事業所の、お近くの委託相談支援事業所に、一度連絡を取り、顔合わせをして、必要な連携の第一歩を踏み出していきましょう。



浜松市在宅医療・介護連携センターについて

浜松市在宅医療・介護連携相談センター

佐原 千恵子

土屋 奈津子

三輪 一秋

藤松 直樹

現在、日本は超高齢社会に突入しました。高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携することが大切となります。浜松市は「地域の在宅医療と介護の連携を支援する相談窓口」を浜松市医療公社への委託により設置しました。それが、浜松市在宅医療・介護連携相談センター（以下「当センター」という。）です。

当センターは浜松市全域を対象として、高齢者等を支える医療・介護・福祉関係機関の皆様からの相談に対応いたします。行政や高齢者相談センター（地域包括支援センター）等の関係機関と連携を取りながら支援していきます。

当センター職員は、センター長として医師（非常勤）1名、スタッフとして看護師1名、社会福祉士1名、事務員2名で構成しています。職員一同「つながり」をモットーに、関係機関へつなぐパイプ役となり、それぞれの専門職の立場から支援していきたいと思っておりますので、お気軽にご相談ください。

〈相談内容の例〉

- ◇在宅療養に関する相談（〇〇をしてくれる往診医を探したい）
- ◇施設入所に関する相談（施設の種類や違いを知りたい）
- ◇退院支援に関する相談（病院の窓口を知りたい）
- ◇医療・介護の制度・サービスに関する相談（医療の専門用語について教えてほしい）
- ◇ケアマネジメントに関する相談（医療依存度が高い方について相談したい）
- ◇疾患・受診・治療に関する相談（緩和ケアについて知りたい）
- ◇その他（経済的問題を含めた生活相談をしたい、行政と連携を取りたい）

まずは相談じゃ



平成28年1月4日オープン！

相談時間：月～金 8：30～17：00（土・日・祝・年末年始休み）

相談方法：電話・FAX・メール・対面

電話相談 053 - 451 - 2807

F A X : 053 - 451 - 2808

E - mail : soudan@hamamatsucity-medical-co.jp

場 所 : 浜松市中区富塚町328（浜松医療センター南館3階）

当協会では、ブログ《はままつケアマネの部屋》を立ち上げ運営しております。

「各機関からのお知らせ」「研修等のお知らせ」「各職種との連携（医療、民生委員、包括、行政等）」等、業務に関連する情報を発信しています。

PC版のトップ画面から読者登録（メールアドレスを入力して登録）していただければ、ブログが更新される都度にお知らせがメールで届きます。

はままつケアマネの部屋

検索



Click!

スマホからも見られるよ!



— 編集後記 —

暖冬とはいえ朝の冷え込みは例年通りとなりました。

さて今回、編集会議は食事会も兼ねて行いました。お互いにぐっと親近感が沸き、会議も順調に進みました。

共通の話題で盛り上がり、食事するのは、お腹と心を満たすだけではないんですね。

この便りが届く頃は、花粉真っ盛り。どうぞ、ご自愛ください。

ご意見や感想がございましたら事務局までお寄せください。（介護保険課 FAX 053 - 450 - 0084）

今後、ますます充実したものになりますよう、関係皆様のご理解とご協力をお願いします。

【広報委員会】 村松佐知子（副会長） 小田ゆう子（中区） 名倉かおり（東区）
長谷川和歌子（西区） 岡本留美子（南区） 袴田佳代子（北区）
松井江里子（浜北区） 月花真澄（天竜区）